

○宮崎大学地域資源創成学部学術刊行物規程

〔平成 29 年 11 月 15 日〕
制 定

改正 令和 3 年 10 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学地域資源創成学部（以下「本学部」という。）の学術刊行物である紀要（以下「紀要」という。）の投稿及び編集・刊行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 紀要は、本学部における学術研究の成果を組織内でも発表する機会を得て、研究活動の推進を図り、学術研究の成果並びに活動状況を発表し、学内外との学術交流を果たすことを目的とする。

(収録内容)

第 3 条 投稿論文の区分は次のとおりとする。ただし、未発表の原著に限る。

- (1) 研究論文 学問的な手続きを取り、各分野における論文構成に基づいて記述されたオリジナルな調査・研究の成果を報告するもの。
- (2) 研究ノート 研究論文に準ずる研究成果、又は研究途上にあり、かつ、ある程度の研究成果をまとめたもの。
- (3) 論考 特定の分野やテーマに関する先行研究を体系立ててまとめた上で、その分野やテーマの研究動向、展望を論じるもの。
- (4) 報告 調査、教育、実践活動、実験、観測などの取組、あるいはその手法をまとめたもので、地域資源創成学の次の展開に示唆を与えるもの。
- (5) 書評 地域資源創成学の参考になる特に紹介したい書籍について論評したもの。
- (6) 特集 本学部研究推進委員会がテーマを設定し、原稿の投稿を呼びかける、又は依頼するもの。

(編集)

第 4 条 紀要の編集及び刊行は、本学部研究推進委員会（以下「研究推進委員会」という。）が行う。

(投稿資格)

第 5 条 投稿する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学部の専任教員（ただし、教員を主たる執筆者とするものについては、他の者との共著も差し支えない。）
- (2) 研究推進委員会が認めた教員

(刊行)

第 6 条 研究推進委員会は、原則として年 1 回、教員から第 3 条に掲げる学術論文等を募集し、紀要を刊行する。

2 研究推進委員会は、必要に応じ教授会の議を経て、特別号を刊行することができる。

(投稿編数及び執筆ページ数)

第 7 条 投稿は、1 教員につき、各号、単著・共著合わせて 3 編まで（単著のみの場合は 2 編まで）とする。ただし、研究推進委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 執筆可能ページ数は、1号につき、研究論文及び報告は刷り上がり15ページまで、研究ノート及び論考は刷り上がり6ページまで、書評は刷り上がり2ページまでとし、特集については、研究推進委員会がその都度設定することとする。ただし、研究推進委員会が認めた場合は、この限りではない。

(書式等)

第8条 原稿の書式等は、研究推進委員会が別に定める宮崎大学地域資源創成学部紀要執筆要領によるものとする。

(原稿の提出)

第9条 原稿の提出に当たっては、次により取り扱うものとする。

- (1) 原稿には宮崎大学地域資源創成学部紀要投稿申込書を添えるものとする。
- (2) 原稿の締切は、期日を厳守すること。締切後は受理しない。なお、一旦受理した原稿は校正まで返却しない。
- (3) 研究論文及び論考を投稿する場合は、研究推進委員会が主催する研究会等であらかじめその内容を発表しなくてはならない。

(別刷)

第10条 別刷は、50部までとする。

(刊行費)

第11条 刊行費は、本学部共通費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については執筆者負担とする。

- (1) 刊行費が予算を超過した場合(刷り上がりページ数で比例按分)
- (2) 1編の刷り上がりページ数が、規定のページ数を超える場合
- (3) 別刷が50部を超える場合

(著作権の帰属)

第12条 紀要に掲載された投稿物の著作権は、原則として本学部に帰属し、本学部はそれらの投稿物を「宮崎大学学術情報リポジトリ」に登録できるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、紀要の投稿及び編集・刊行に関して必要な事項は、研究推進委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。